

越生町地域公共交通協議会（要旨）

会議の名称	令和 8 年度第 1 回越生町地域公共交通協議会
議題	(1) 令和 8 年度越生町地域公共交通協議会歳入歳出補正予算（第 1 号）（案）について (2) 越生町地域公共交通協議会要綱の一部改正について (3) 越生町地域公共交通協議会運賃協議部会規程の制定について (4) 公共交通に関する町民アンケート調査（案）について
開催日時	令和 8 年 7 月 2 8 日（火）10 時 00 分から 10 時 45 分まで
開催場所	越生町役場 3 階 委員会室
会議録の公開（非公開・一部非公開）とその理由	公開
出席委員	庭田文近会長、三浦道弘副会長、町田京子委員、関根睦生委員、島野美佳子委員、山口博正委員、伊藤光枝委員、山口昌男委員、山岸実委員、藤島信人委員（代理）、関根肇委員、市川一夫委員、柴山貴洋委員（代理）、鈴木達也委員、宗口義克委員、大塚茉莉委員、事務局
欠席委員	島田豪委員、小池毅委員、森村正寿委員、高谷学志委員

配布資料	・ 会議次第 ・ 委員名簿 ・ 資料 1：令和 8 年度越生町地域公共交通協議会歳入歳出補正予算（第 1 号）（案） ・ 資料 2：越生町地域公共交通協議会要綱の一部改正について ・ 資料 3：越生町地域公共交通協議会運賃協議部会規程の制定について ・ 資料 4：公共交通に関する町民アンケート調査（案）について ・ 資料 5：令和 8 年度地域公共交通協議会に係るスケジュール（予定） ・ 参考資料：越生町地域公共交通協議会資料（令和 8 年 3 月 2 6 日）
------	---

あいさつ	庭田会長
自己紹介	各出席委員、事務局
審議等 内容	事務局：参考資料について説明 [要点] ・ 越生町地域公共交通協議会は、令和 8 年 3 月 26 日に設立され、今回が通算 2 回目・今年度 1 回目の協議会である。 ・ 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律および道路運送法に基づき、越生町の公共交通のあり方を関係者で協議する正式な場である。 ・ 越生町では、バスやタクシーなど町民の日常生活に必要な公共交通を、どのよう

に維持・充実させるかが大きな課題となっている。

- ・町の総面積は 40.39 平方キロメートルで、西側の約 7 割が山林である。
- ・鉄道は東武越生線と八高線の 2 路線、駅は越生駅と武州唐沢駅の 2 駅がある。
- ・バスは川越観光自動車、イーグルバス、鳩山町営路線バスの 3 路線が越生駅を起点に運行している。
- ・タクシーは越生タクシーが町内全域で営業している。
- ・平成 29 年度から、高齢者等の移動に関する施策としてタクシー券・バス利用券を交付している。
- ・町の主な課題は、移動手段の確保、交通サービスの維持運営、将来を見据えた交通体制の構築である。
- ・詳細な移動実態や住民ニーズの把握が十分ではなく、客観的データに基づく計画策定が必要である。
- ・地域公共交通計画は、移動手段を守り、現状を把握し、まちづくりと交通を一体的に進めるために策定する。
- ・今後は、本年度に町民アンケート調査、来年度に地域公共交通計画の策定、令和 10 年度に地域公共交通制度の試行的運用開始を想定している。
- ・本協議会では、越生町の公共交通全体について、皆さんと一緒に考え、運営を行っていくものであるため、忌憚のないご意見をいただきたい。

議題

(1) 令和 8 年度越生町地域公共交通協議会歳入歳出補正予算(第 1 号)(案)について

事務局：資料 1 について説明

[要点]

- ・地域公共交通計画の策定に係る協議会予算は、町負担金と国庫補助金により編成していた。
- ・町から国への当初要望額 500 万円について、3 月 27 日に関東運輸局交通企画課から、予算額を大幅に上回る要望があったため、満額交付は難しく、「交付見込み額は 157 万 6 千円である」との連絡があった。
- ・そのため、国庫補助金の不足額 342 万 4 千円について、同額を町負担金として増額補正する。
- ・国庫補助金については、5 月 12 日付で 157 万 6 千円の交付決定が出された。

[意見、質問]

- ・なし

[採決]

- ・異議なし

議題

- (2) 越生町地域公共交通協議会要綱の一部改正について
- (3) 越生町地域公共交通協議会運賃協議部会規程の制定について

※議題(2)「越生町地域公共交通協議会要綱の一部改正」と、議題(3)「越生町地域公共交通協議会運賃協議部会規定の制定」は関連があるため、一括議題とした。

事務局：資料2と資料3について説明

[要点]

- ・令和5年10月1日の道路運送法改正により、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等は、地域公共交通協議会とは別の協議会で協議することとなった。
- ・これに伴い、越生町地域公共交通協議会要綱の所掌事務から「運賃及び料金等」に関する規定を削除する改正を行った。
- ・この改正は、3月開催の協議会において埼玉運輸支局から指摘を受けたことを踏まえたものである。
- ・改正要綱は、令和8年6月16日に公布した。
- ・運賃及び料金に関する協議を行うため、新たに「越生町地域公共交通協議会運賃協議部会規定」を制定した。
- ・運賃協議部会は、道路運送法第9条の規定に基づいて委員を構成することとされており、越生町では4人以内の委員で構成することとしている。
- ・運賃協議部会の構成員は、副町長、当該運賃を定めようとする運送事業者、関東運輸局長、住民の意見を代表する者として区長会長を想定している。
- ・運賃協議部会規定も、改正要綱と同日の令和8年6月16日に公布した。

[意見、質問]

- ・なし

[採決]

- ・異議なし

議題

- (4) 公共交通に関する町民アンケート調査(案)

事務局：資料4について説明

[要点]

- ・町民アンケートは、地域公共交通計画の策定に向けて、町民の移動実態やニーズを把握するために実施する。
- ・調査対象は町内在住の16歳以上とし、行政区別の人口構成比を踏まえて無作為抽出する。
- ・配布数が少ない行政区でも、行政区ごとの意見を把握できるよう最低20通を配布する。
- ・郵送による配布・回収を基本とし、二次元コードによりパソコンやスマートフォンからも回答できるようにする。

	・調査期間は9月1日から9月14日までの2週間を想定し、広報おごせ9月号でも周知する。 ・無作為抽出者以外でも、町内在住の16歳以上であればWEBから回答できるオープン型調査も併用する。 ・調査票は、回答者属性、自動車等の利用状況、送迎、外出、公共交通利用、今後の取り組み、自由回答で構成する。 ・調査結果は、来年度の地域公共交通計画策定に必要な基礎データとして活用する。 [意見、質問] ・オープン型調査の実施について 委 員：配布予定の1,258通とは別に、誰でも回答できるオープン型の調査を実施するという理解でよいか。 事務局：そのとおりである。16歳以上の町民を基本とし、郵送で調査票が届かなかった方も、広報やホームページに掲載する二次元コードからWEB回答フォームにアクセスして回答できるようにする。郵送調査・オープン型調査のいずれも、対象は16歳以上の町民である。 ・回答対象者の考え方について 委 員：この問題に関心のある16歳以上の町民は、全て回答する権利があるという理解でよいか。 事務局：そのとおりである。 ・同一世帯への複数配布について 委 員：1,258通の郵送調査票について、同一世帯に2通、3通と届く可能性はあるか。 事務局：無作為抽出を基本とするが、抽出段階で同一世帯に複数の調査票が届かないよう、できるだけ配慮して調整する。 [採決] ・異議なし
その他	事務連絡 (1) 今後のスケジュールについて 事務局：資料5について説明 [要点] ・令和8年度は、町民アンケート調査の実施と、地域公共交通の現状・問題点・課題の整理を行う。 ・令和9年度は、地域公共交通計画の策定を行う予定である。 ・令和8年6月に、東日本総合計画株式会社と町民アンケート等に関する業務委託契約を締結した。 ・7月の第1回協議会に向けて、協議を重ねながらアンケート調査案を作成し、提出した。

	・ 8 月には、移動状況の整理を行う予定である。 ・ 9 月には、交通事業者へのヒアリングを実施するとともに、町民意向調査アンケートを 9 月 1 日から 2 週間実施する予定である。 ・ 10 月には、地域公共交通の現状、問題点・課題の整理として、町の概況、基礎情報、運行事業者の状況、移動状況、上位関連計画、アンケート結果などについて議題とする予定である。 ・ 1 月の第 3 回協議会では、調査結果を取りまとめ、令和 9 年度の計画策定に向けた方向性の確認を議題とする予定である。 ・ 3 月には、中間報告書を取りまとめる予定である。 (2) 今後の開催などについて [要点] ・ 10 月および 1 月に開催予定の協議会について、開催案内や議題は開催の約 1 か月前に委員へ連絡する予定。
あいさつ	三浦道弘副会長 閉会